

第3期美里町食育推進計画 (案)



令和4年 月
宮城県 美里町

目次

第1章	計画策定の趣旨	1
	1 計画の趣旨	
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の期間及び進行管理	
	4 計画の策定体制	
第2章	計画策定の概要	3
	1 第2期計画の目標達成状況	
	2 本町の食をめぐる現状と課題	
	①食生活に関する知識・意識・行動	
	②食に関連する健康上の課題	
	③楽しく食べる環境づくり	
	④地産地消の推進・食文化の継承	
	⑤食の安全・安心	
	⑥食育の推進体制	
	3 第3期計画の方向性	
第3章	第3期食育推進計画の目標	14
	1 評価指標	
	2 重点項目別目標及び評価指標一覧	
第4章	ライフステージごとの食育のねらい	20
	1 乳幼児期	
	2 義務教育期	
	3 青年期	
	4 働き盛り世代	
	5 高齢期	
第5章	展開の場における取組と具体的事業	23
	1 展開の場における取組	
	・展開の場①保育所・幼稚園・学校	
	・展開の場②家庭・地域・行政	
	・展開の場③生産者・消費者・行政	
	2 食育推進の重点項目に対する具体的事業	
	3 第3期計画の推進体制	
資料		28

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

町は、食育基本法（平成17年7月15日施行）第18条第1項に基づき、国の食育推進基本計画及び宮城県食育推進プランを念頭に置きつつ、本町の実情に応じた食育の推進のため「美里町食育推進計画」を策定し、町民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育めるよう、ライフステージに応じた様々な施策に取り組んできました。

(1) 食育に関する国や県の動向

国では、国民の健康の増進を推進するための基本的な方向や目標などを定めた「健康日本21（第2次）」（平成25年度から令和5年度）が策定された他、令和3年度から「第4次食育推進基本計画」がスタートし、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGsの考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進しています。

宮城県においても、年代や生活環境等による健康状態の二極化が懸念される中、第3期宮城県食育推進プラン（平成28年度から令和2年度）による取組の達成状況を踏まえ、宮城の伝統の継承と未来を見据えた食文化の創造に資する取組、時代を生き抜くしなやかで強い人間を育てる食育を展開していくための指針として「第4期宮城県食育推進プラン」（令和3年度から令和7年度）が策定されています。

(2) 美里町食育推進計画の変遷

1) 美里町食育推進計画（平成21年度～平成23年度）（以下「第1期計画」と表記。）

本町の食育推進における目指す方向性と枠組み作りに重点を置き、食に関連する各種団体・事業者等と町で構成する食育推進のネットワーク作りや、行政（役場等）の組織を横断して構成する食育推進幹事会により情報の交換・共有の下、各種施策の調整・事業立案を図った。※東日本大震災の影響により計画終期を平成23年度に延期。

2) 第2期美里町食育推進計画（平成24年度～令和3年度）（以下「第2期計画」と表記。）

第1期計画の基本目標である『食は生きる上での基本であり、食に感謝の心を持った町民をめざします』及び5つの重点施策①食育を通じた健康づくり②楽しく食べる環境づくり③ふるさと美里の恵を知る食育（地産地消の推進、食文化の継承）④食の安全・安心に配慮した食育⑤みんなで広げる食育の輪を引き継ぎつつ、より実践可能な具体的な項目を盛り込み、関係部署の役割分担を明確化し策定した。

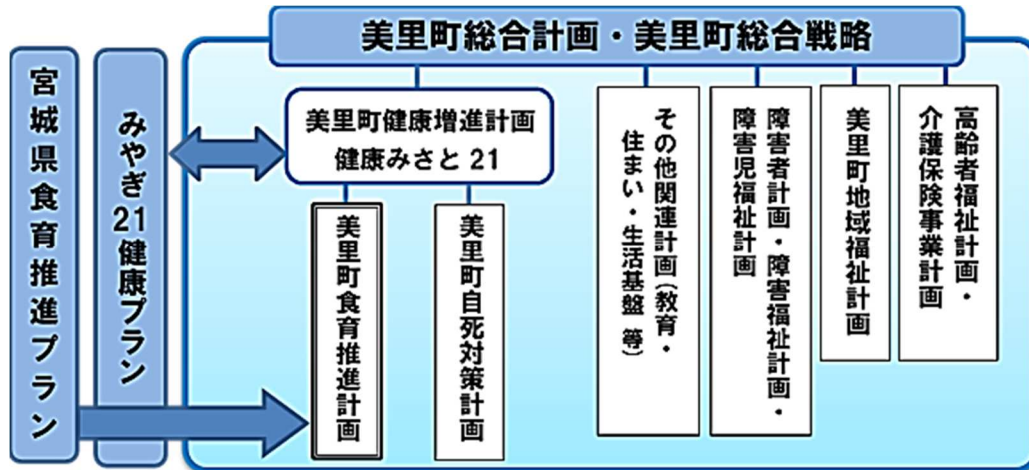
「食育を通じた健康づくり」の項目は、同時期に策定した「第2期美里町健康増進計画（健康みさと21）」の栄養・食生活分野と共通する目標を掲げている。

このような状況の下、第2期計画による取組の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、令和4年度を初年度とする「第3期美里町食育推進計画」（以下「第3期計画」と表記。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、第1期計画及び第2期計画に引き続き、美里町における食育を具体的に推進するための計画として策定し、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画として位置づけます。

その実施にあたっては、既存の関連計画との整合性を図りながら食育を推進していくこととします。



3 計画の期間及び進行管理

本計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

本計画を効果的・効率的に推進するため、重点項目ごとに目標を掲げ、計画に沿った事業を展開し、指標（数値目標）により進捗状況の把握と評価を実施するものとします。

なお、計画期間中に著しい状況の変化等が生じた場合は、必要な見直しを行います。

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
計画策定			町民健康調査	目標見直し				町民健康調査	目標年度

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

第3期計画策定のための基礎資料として、心身の健康に関する意識や行動、食に関する知識等について調査（令和2年度美里町町民健康調査）を実施しました。

(2) 食育推進幹事会及び食育推進会議の実施

庁内関係部署及び生産者（JA新みやぎ）、社会福祉協議会、保健福祉事務所の担当で構成される「美里町食育推進幹事会」において、計画の具体的な内容について検討を行いました。

また、保健医療機関の関係者、学校等教育関係者、食育に関する団体の関係者などから構成される「食育推進会議」において、計画の審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、「第3期美里町食育推進計画(案)」を町のホームページや庁舎、コミュニティセンター等で公表し、広く町民から意見を聴き、それを考慮し策定しました。

第2章 計画策定の概要

本計画の策定にあたっては、第2期計画を基にしながら必要な見直しを行いました。

1 第2期計画の目標達成状況

平成24年の第2期計画策定時及び平成28年の中間評価時に設定した指標（男女別や年代別に設定したものを含む。）35項目のうち、目標達成は4項目でした。

また、策定時と比較して改善傾向にあった目標値は4項目、ほぼ変化のなかった項目が14項目、悪化傾向は12項目でした。

評価の基準	項目数	割合
A: 目標達成（直近値が目標値に達しているもの）	4	11.4%
B: 改善傾向（策定時より±1割以上改善しているもの）	4	11.4%
C: ほぼ変化なし（策定時と直近値で変化が1割以内のもの）	14	40.0%
D: 悪化傾向（策定時より±1割以上悪化しているもの）	12	34.3%
E: 評価困難（調査項目の変更等により正確な評価が困難なもの）	1	2.9%

重点施策別の目標達成状況の詳細は、以下のとおりです。

①食育を通じた健康づくり

重点施策	目標	指標	H22 (策定時)	H27 中間値	R2 最終値	目標値	達成 状況	
食育を通じた健康づくり	体にいいかしこい食べ方を知り、身につけよう	主食・主菜・副菜をそろえて食べる子供の割合(朝食)	3歳児	56.7%	52.3%	61.4%	62.0%	B
			小学生	26.1%	18.7%	15.5%	29.0%	D
			中学生	30.5%	37.7%	29.1%	34.0%	C
		主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合	男性	62.1%	57.2%	59.5%	68.0%	C
			女性	79.1%	72.0%	74.1%	87.0%	C
			朝食欠食者の割合	小学生	0.8%	2.5%	2.3%	0.8%以下
		中学生		3.0%	2.8%	3.3%	3.0%以下	D
		成人男性		11.4%	16.9%	16.5%	10.0%	D
		成人女性	9.3%	9.3%	10.5%	8.0%	D	
	適正体重の維持に努めよう	自分がちょうどよいと思っている体重に近づく(維持する)ようにしている人の割合	男性	59.6%	53.5%	58.0%	66.0%	C
			女性	74.4%	65.0%	66.8%	82.0%	D
		男性(20~60歳代)の肥満者(BMI25以上)の割合	29.2%	32.5%	38.9%	26.0%	D	
		肥満傾向児出現率 ※中間評価より指標として追加	小学生(男子)		14.5%	17.3%	11.0%	D
			小学生(女子)		10.6%	14.7%	8.0%	D
	規則正しい生活を送ろう	朝7時までには起きる子供の割合	小学生	98.4%	96.9%	97.0%	100.0%	C
			中学生	97.3%	92.7%	91.6%		C
	生涯自分の歯で食べよう	一人平均むし歯本数	3歳児	1.63本	1.09	0.75	1.0本以下	A
12歳			2.44本	2.31	1.26	1.0本以下	B	
むし歯のない子の割合		3歳児	62.6%	72.4%	81.9%	80.0%以上	A	
食習慣がむし歯予防に大切であることを知っている人(保護者)の割合		68.2% (H24調査)	73.9%	61.0%	85.0%	E		

②楽しく食べる環境づくり（食事ケーション）

重点施策	目標	指標	H22 (策定時)	H27 中間値	R2 最終値	目標値	達成 状況
楽しく食べる環境 （食事ケーション）	みんなで食事を 楽しもう	誰かと一緒に食事をする子どもの割合（休日含む朝食→H28～朝食と夕食）	小学生 94.2%	91.0%	98.3%	100.0%	B
			中学生 76.6%	78.8%	94.0%	84.0%	A
		食事を楽しいと思っている人の割合（成人の現状値はH25調査）	小学生 96.1%	93.6%	92.8%	3%以上増加	C
			中学生 88.0%	88.3%	89.8%	5%以上増加	C
		成人 87.7%	86.4%	87.6%	5%以上増加	C	

③ふるさと美里のめぐみを知る食育

重点施策	目標	指標	H22 (策定時)	H27 中間値	R2 最終値	目標値	達成 状況
ふるさと美里の恵を知る食育	地産地消の推進	学校給食の地場産品使用割合（使用品目の割合） ※H28～県内産追加	町内産 16.6% 県内産	35.5% 53.0%	29.8% 40.4%	町 40.0% 県 58.0%	B
		美里町内での生産が多いものを知っている人の割合 米 95.4%、小麦 40.8%、大豆 66.4%、トマト 71.2%、小ねぎ 27.1%※特産5品目に絞る	苺 70.0% 梨 78.1% 大葉 41.2% 三葉 25.5% 水菜 45.8%	56.1% 81.4% 38.9% 18.3% 42.9%	62.6% 87.9% 45.4% 18.0% 43.5%	増加	C
	郷土料理（伝承したい料理）及び日本のならわしや行事食を知ろう	美里町内の郷土料理を知っている人の割合 つめいり（すいとん）90.9%、油みそ（鉄火みそ）51.4%、きしゃずいり（おから炒り）83.6% ※すっぽこ汁に絞る	すっぽこ汁（くず煮）70.0%	74.9%	76.8%	増加	A

④食の安全・安心に配慮した食育

重点施策	目標	指標	H22 (策定時)	H27 中間値	R2 最終値	目標値	達成 状況
食の安全・安心に配慮した食育	・食品の衛生に関心を持とう ・食品表示に関心を持とう	食品購入時に消費・賞味期限を必ず見る人の割合	男性 62.0% 女性 87.4%	63.9% 87.9%	63.8% 83.9%	65.0% 90.0%	C
		食品購入時に製造者や野菜等の生産地を必ず見る人の割合	男性 27.8% 女性 48.8%	28.8% 48.9%	21.4% 38.4%	31.0% 52.0%	D
		食品表示（有機JAS）の意味を知っている人の割合	男性 12.8% 女性 15.2%	12.8% 16.0%	11.8% 16.4%	16.0% 18.0%	C

⑤みんなで広げる食育の輪

重点施策	目標	指標	H22 (策定時)	H27 中間値	R2 最終値	目標値	達成 状況
みんなで広げる食育の輪	・食育推進に関わるボランティアを育成しよう ・みんなで食育に取り組もう	美里町食育推進計画を知っている人の割合	9.9%	4.6%	3.8%	30.0%	D
		食に関する教室の開催回数	72回	83回	12回	79回	D

重点施策のうち、目標達成した項目のない分野が④、⑤という結果でした。①については、目標達成している項目や改善傾向の項目はあるものの、朝食欠食率の増加や、肥満者の増加が子どもも大人も目立って悪化しています。

2 本町の食をめぐる現状と課題

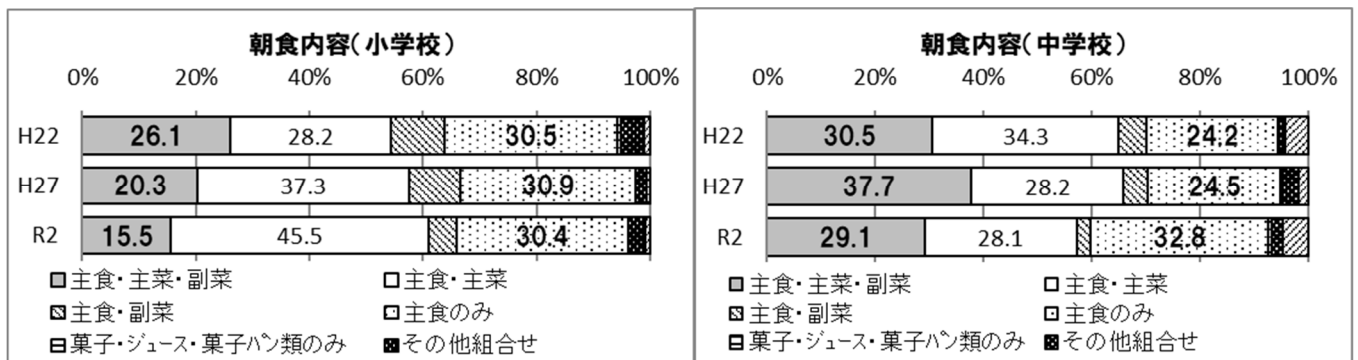
本計画の目標・指標に関連のあるデータについて、経年変化や県と比較可能な項目、特徴的な項目について紹介します。出典の記載がないものは全て町民健康調査のデータ（年度表記のないものは令和2年のデータ）となります。

※県のデータは平成28年県民健康・栄養調査出典。

①食生活に関する知識・意識・行動

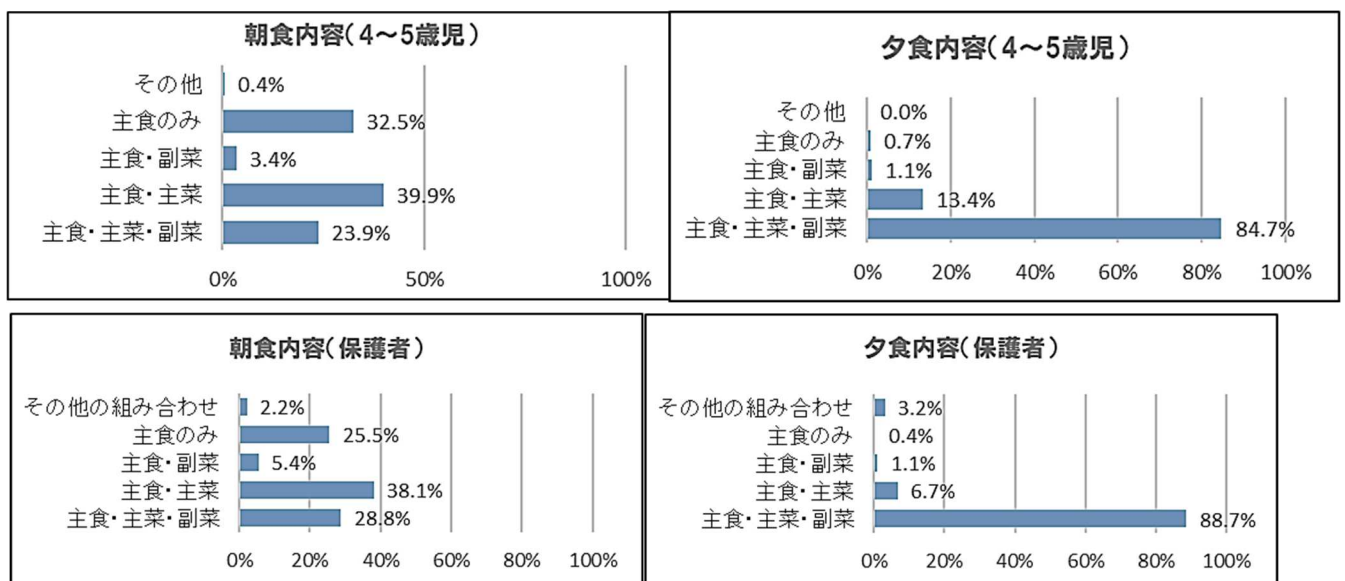
<栄養のバランス（主食・主菜・副菜）>

児童生徒の朝食について、主食・主菜・副菜をそろえて食べている割合は、中学生は約3割で推移し29.1%で、小学生は平成22年と比較し15.5%と減少しています。朝食の内容（組合せ）について、中学生では「主食のみ」の組合せで食べている生徒が平成22年24.2%から令和2年32.8%へ増加しており、小学生では「主食・主菜」の組合せで食べている割合が平成22年28.2%から令和2年45.5%と増加しています。



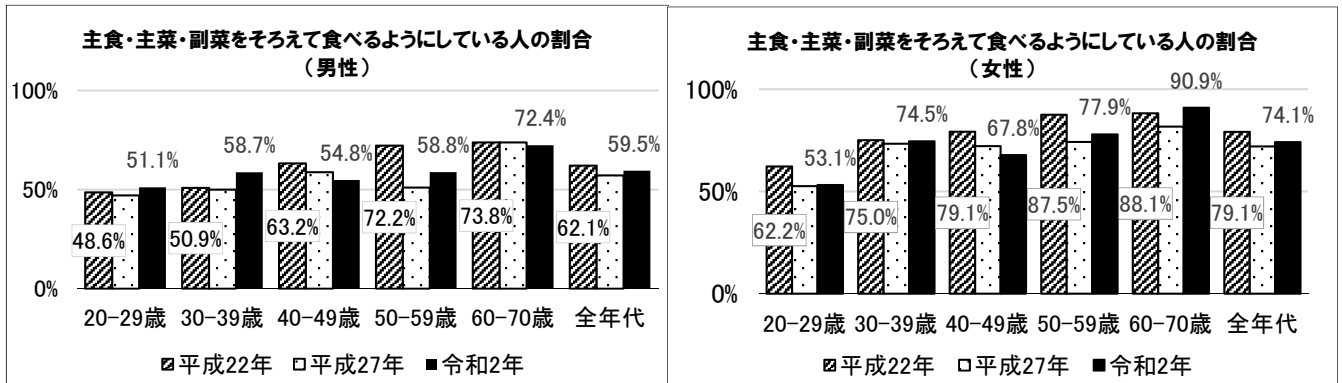
(小中学校食育に関するアンケート)

平成30年に実施した調査では、4～5歳児で主食・主菜・副菜をそろえて食べている割合は朝食が23.9%、夕食が84.7%となっています。また、その幼児の保護者の食事についても同様の傾向がみられます。



(平成30年度美里町立幼稚園・保育園児における食事・体格調査)

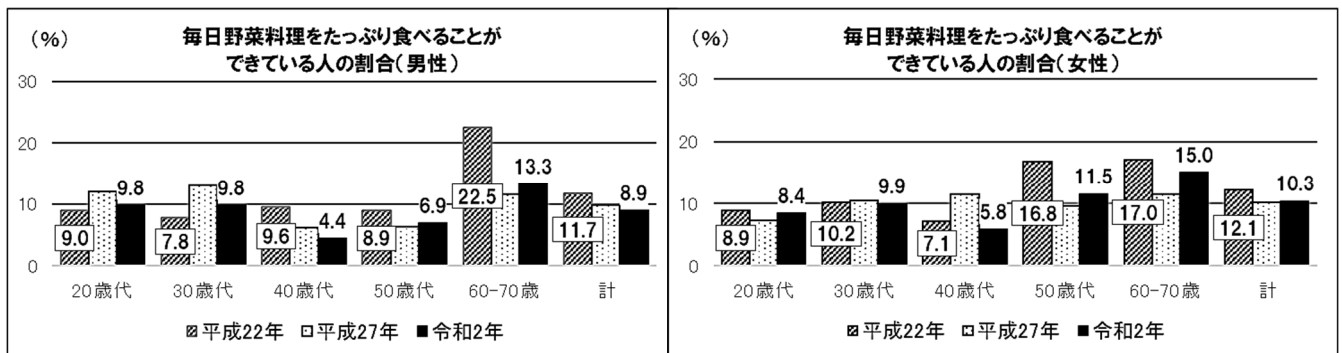
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている成人の割合は、年代別でみると男女ともに若い世代ほど低く、20歳代で約5割となっています。また、平成22年との比較では、男性59.5%、女性74.1%となっており、男女ともわずかに減少しています。



<野菜の摂取状況>

毎日野菜料理をたっぷり（1日5皿350g）食べることができている人の割合は、男性が8.9%、女性が10.3%であり、年代別にみると、男女とも40歳代が最も少なく60歳代が最も多くなっています。

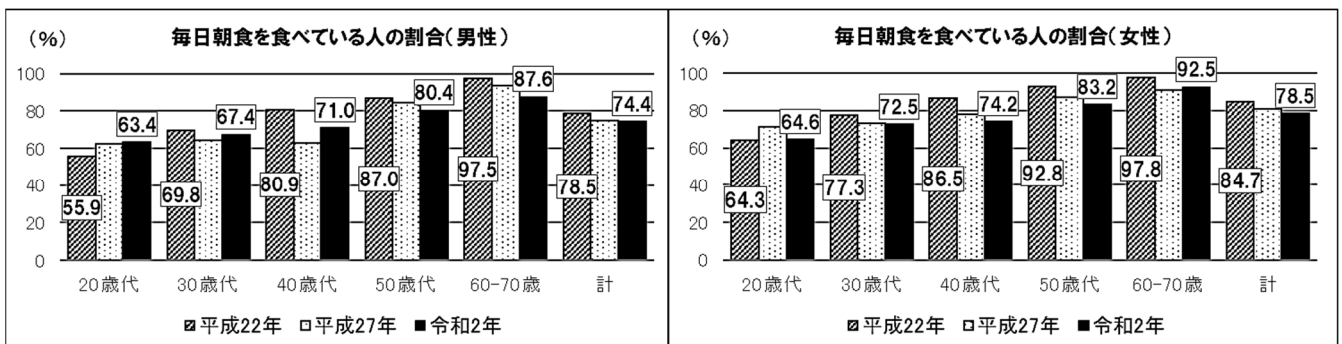
平成28年の県データと比較し、男女ともやや低くなっています。また、平成22年と比較すると男性は11.7%から8.9%、女性は12.1%から10.3%となり、男女ともに減少しています。



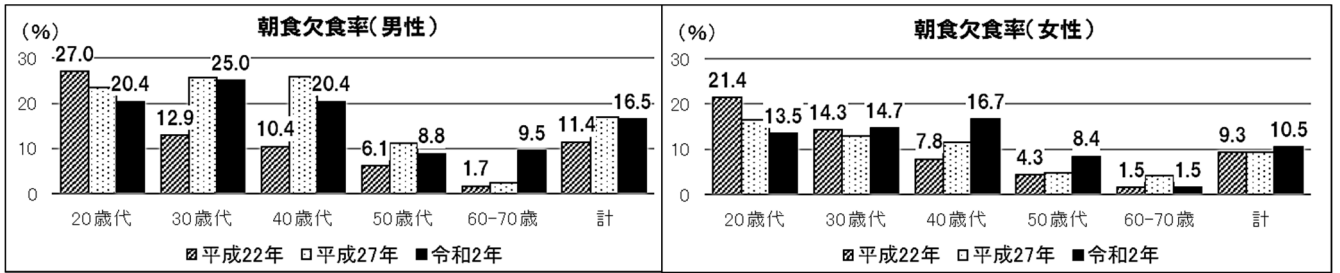
<朝食の状況(成人)> ※H22とH27以降で選択肢の表現が「ほとんど毎日食べる」→「毎日食べる」に変更している。

朝食を「毎日食べる」と回答した人の割合は、県と同様に男女ともに若い世代ほど低くなっており、20歳代が最も低く男性で63.4%、女性で64.6%となっています。

全年代でみると、男女とも年々減少傾向にあります。

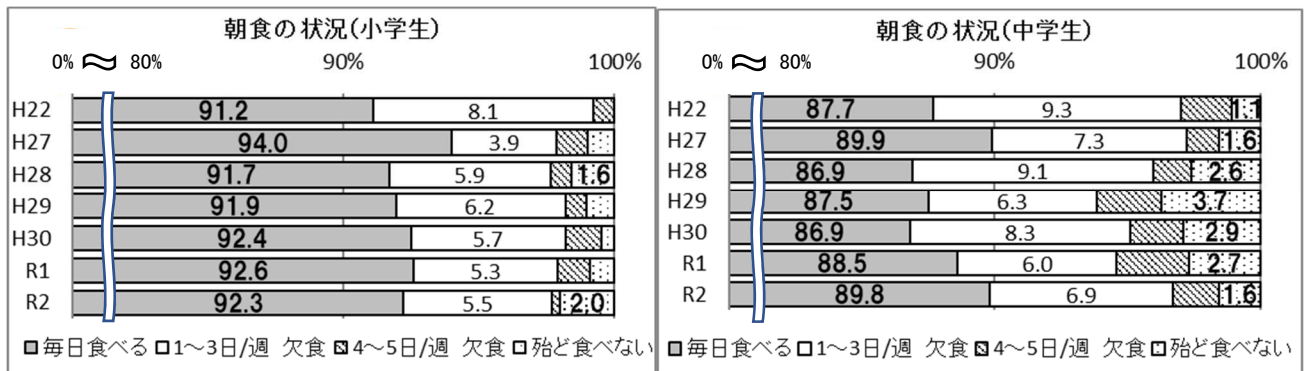


朝食欠食率（年代別）は、男女とも20歳代は改善し、40～50歳代は悪化しています。



<朝食の状況（子ども）>

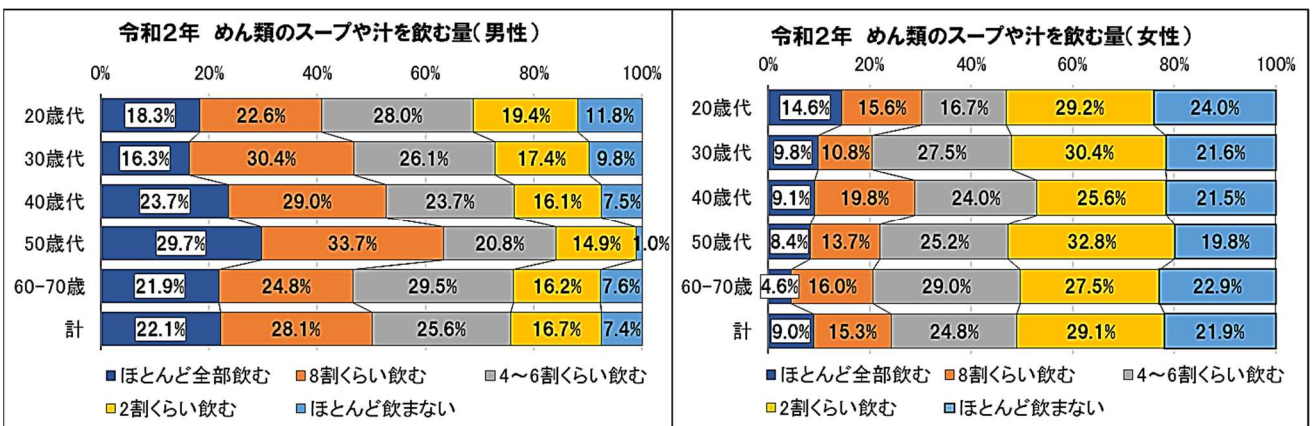
児童生徒の朝食状況について、小学生では「毎日食べる」割合は、9割超のほぼ横ばいで推移しています。令和2年度では「ほとんど食べない」割合が平成22年以降最高の2.0%となり、朝食欠食率としては平成22年0.8%から令和2年2.3%と増加しています。中学生で「毎日食べる」割合は9割未満のほぼ横ばいで推移し、欠食率は平成22年3.0%から令和2年3.3%と微増しています。



（小中学校食育に関するアンケート）

<塩分摂取状況>

麺類のスープや汁を「ほとんど全部飲む」人の割合について、男性は約2割、女性は約1割となっています。年代別にみると、男性では50歳代で29.7%と最も多く、女性は20歳代が14.6%と最も多くなっています。

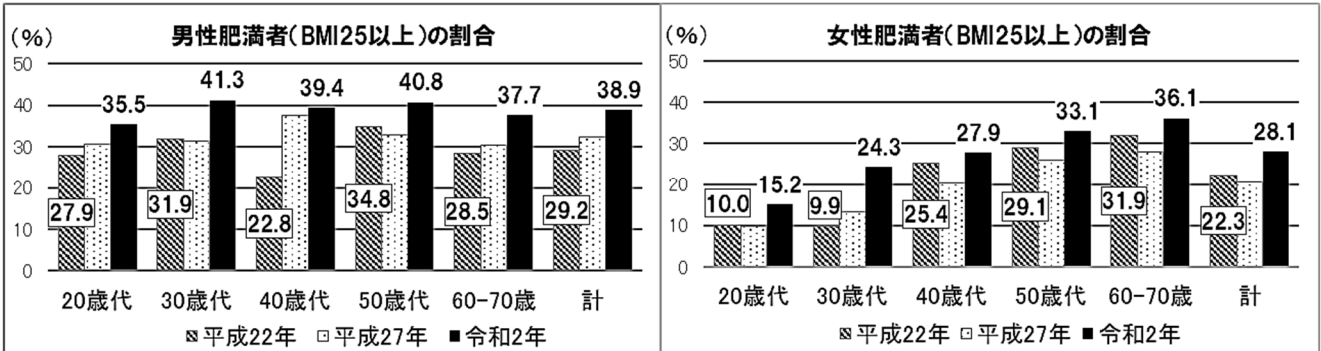


平成28年度国民健康・栄養調査の結果から、食塩摂取量について全国平均は、男性10.8g/日、女性9.2g/日で、宮城県は、男性11.9g/日のワースト1位、女性9.4g/日の11位となっており全国の上位群という状況です。本町も同様の傾向にあると推察されます。

②食に関連する健康上の課題

＜肥満者の割合＞

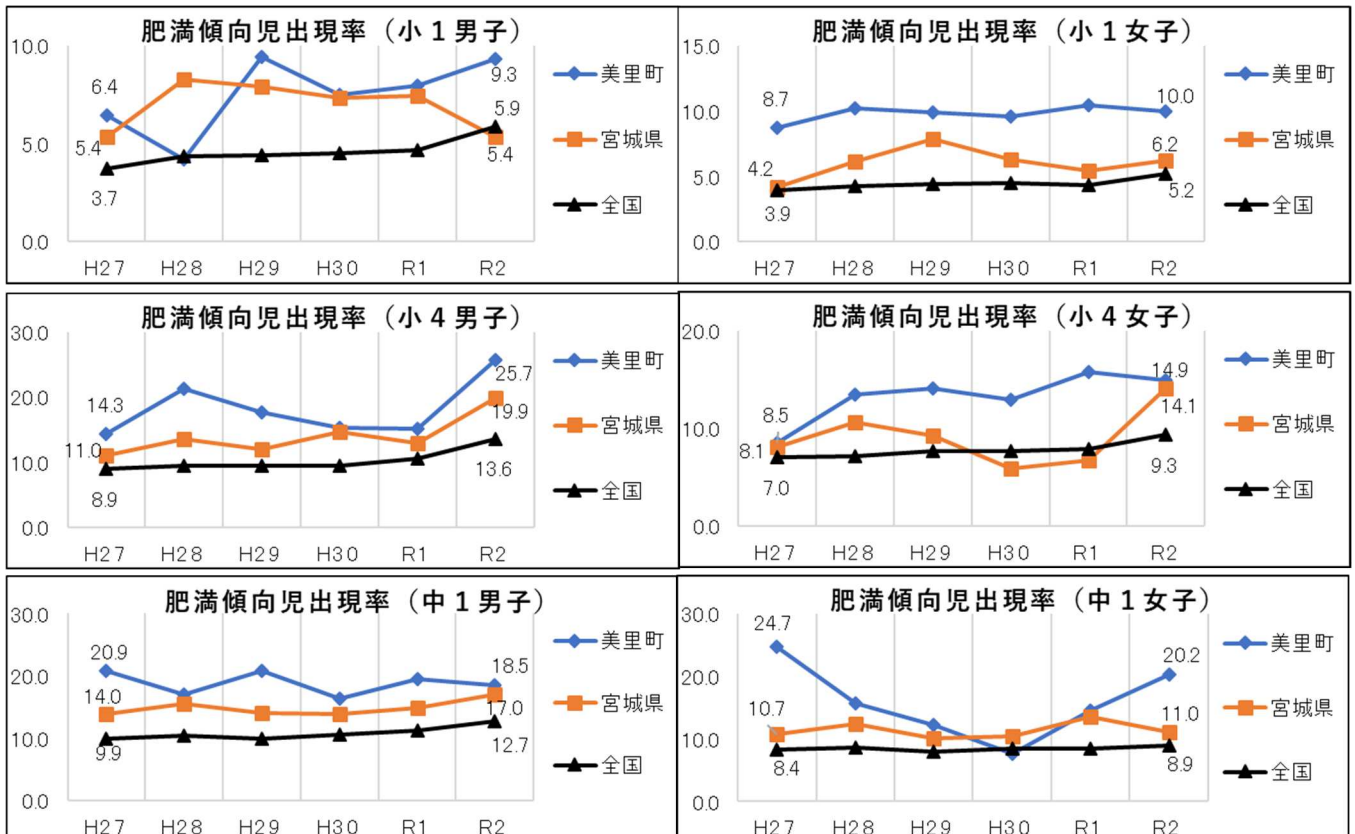
成人の肥満者（BMI25以上）の割合は、男性は平成22年と比較すると、2割以上増加し38.9%となっています。年代別では、全年代で3割を超え、30歳代と50歳代は4割を超えています。成人女性の肥満者の割合は、平成22年と比較し2割以上増加し28.1%となっています。年代別でみると、年代が上がるのに比例して割合も高くなり、60歳代が36.1%と最も高くなっています。



＜肥満傾向児の割合＞

肥満傾向児出現率について、平成27年と令和2年との比較では、小学生男子は14.5%から17.3%となり、小学生女子は10.6%から14.7%となっており、男女ともに増加しています。同様の比較で中学生男子は、15.9%から15.4%、中学生女子は18.6%から16.0%となり、男女ともわずかに減少しています。

また、令和2年の学年ごとのデータを宮城県と比較すると、ほとんど全ての学年で高い状況となっています。(学校保健統計より)



<女性の痩身者（やせ）の割合>

成人女性のやせ（BMI18.5未満）の割合は、平成22年4.2%から令和2年9.3%となっており、年代別にみると、全年代で増加しています。

女性のやせ（BMI18.5未満）の割合（年代別）

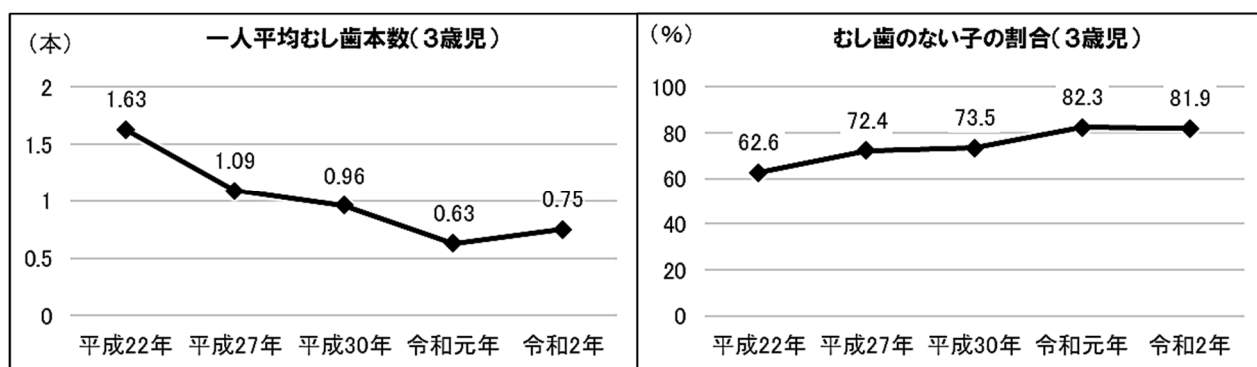
	全年代	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-70歳
平成22年	4.2	6.4	6.3	2.9	3.5	2.8
平成27年	9.8	16.5	12.3	5.6	8.9	8.2
令和2年	9.3	16.2	8.7	4.1	9.8	9.0

<子どものむし歯>

3歳児のむし歯のない子の割合は年々増加し、目標値の80%を上回っています。一人平均むし歯本数について、3歳児は目標値の1本以下を下回っており、12歳児は平成22年2.44本から令和2年1.26本と約半分に低下しています。

指標	H22 現状値	H27 中間値	H28	H29	H30	R元 (H31)	R2 (H32)
一人平均むし歯本数	3歳児 1.63本	1.09	1.07	0.66	0.96	0.63	0.75
	12歳 2.44本	2.31	-	1.31	-	-	1.26
むし歯のない子の割合	3歳児 62.6%	72.4%	72.6%	81.5%	73.5%	82.2%	81.9%

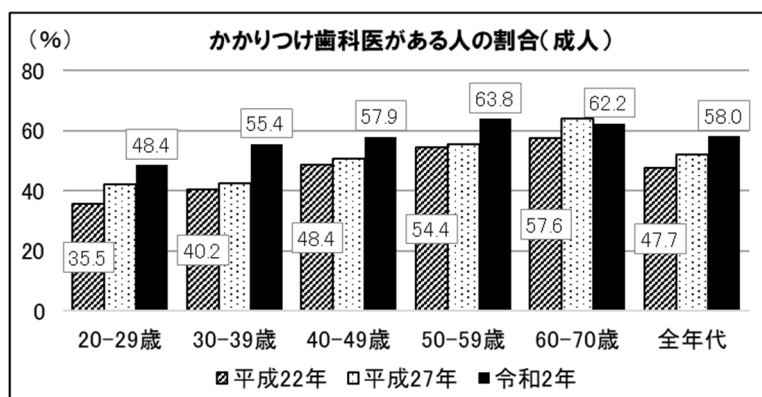
(3歳児健診、学校保健統計)



<かかりつけ歯科医を持つ人の割合>

かかりつけの歯科医をもつ人の割合は、平成22年47.7%から令和2年58.0%となっており、年代別にみても全ての年代で増加しています。

健診申込時に節目年齢を対象に行っている歯周疾患健診アンケートにおいても、かかりつけ歯科医を持つ人の割合は増加傾向です。平成19年度から始まった住民参加型の歯周疾患健診関連事業を通して、住民の口腔に対する関心は高くなってきています。



③楽しく食べる環境づくり

＜共食の状況＞

家族の誰かと一緒に食事をする子どもの割合は、中間評価以降は朝食又は夕食で家族と食事をしている割合（平成 22 年策定時は平日及び休日の朝食で調査）としたため、小学生で平成 22 年 94.2%から令和 2 年 98.3%、中学生で平成 22 年 78.8%から令和 2 年 94.0%となっており、小中学生ともに増加しています。

H22 現状値	H27 中間値	H28	H29	H30	R元 (H31)	R2 (H32)
小学生 94.2%	91.0%	98.7%	98.2%	98.7%	97.5%	98.3%
中学生 76.6%	78.8%	94.9%	93.8%	93.3%	94.4%	94.0%

（小・中学校食育に関するアンケート）

＜食事への意識＞

食事を楽しんでいる人の割合は、小学生 92.8%、中学生 89.8%となっており、小学生はわずかに減少し、中学生はほぼ横ばいとなっています。

平成 25 年より調査を開始した成人の割合は、87.7%から 87.6%となっており、ほぼ横ばいとなっています。

H22 現状値	H27 中間値	H28	H29	H30	R元 (H31)	R2 (H32)
小学生 96.1%	93.6%	92.7%	94.5%	95.0%	94.5%	92.8%
中学生 88.0%	88.3%	85.5%	86.9%	88.2%	88.5%	89.8%
成人87.7% (H25年調査)	86.4%	89.0%	87.4%	88.5%	87.4%	87.6%

（小・中学校食育に関するアンケート、歯の意向調査）

④地産地消の推進・食文化の継承

＜学校給食の地場産品使用割合（使用品目の割合）＞

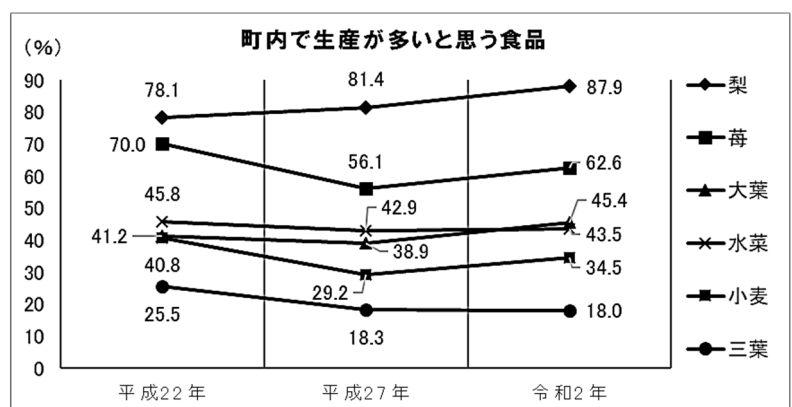
平成 27 年（中間評価）以降は県内産品の使用割合との併記とし、県内でも高い水準で推移しています。北浦梨のピューレや大葉のドレッシングなど町内農作物の 6 次産業化が進んだことも増加の一因となっています。

H22 現状値	H27 中間値	H28	H29	H30	R元 (H31)	R2 (H32)
町内産 16.6%	町 35.5% 県 53.0%	町 42.5% 県 55.1%	町 37.4% 県 55.8%	町 35.6% 県 49.2%	町 33.2% 県 44.7%	町 29.8% 県 40.4%
県平均	26.8%	28.5%	30.5%	28.2%	29.2%	

＜町内特産物の認知度＞

平成 27 年以降は特産物に絞って表記し、その認知度は 5 品目中 2 品目（梨・大葉）で増加、1 品目（水菜）で横ばい、2 品目（苺・三葉）で減少となっています。

学校給食での活用が話題となっている小麦についても認知度は減少している状況です。



<郷土料理（すっぽこ汁）の認知度>

郷土料理の中でも代表的な「すっぽこ汁」についての認知度は、平成22年70%から令和2年76.8%と増加しています。

町内全ての学校で提供期間を決めて給食に取り入れる「すっぽこウィーク」の取組や、町内飲食店で期間中に提供を行う「すっぽこスタンプキャンペーン」等の実施による影響と考えられます。

H22 現状値	H27 中間値	R2 (H32)
町内の郷土料理を知っている人の割合		
すっぽこ汁(くず煮) 70.0%	すっぽこ汁 (くず煮) 74.9%	すっぽこ汁 (くず煮) 76.8%
つめいり(すいとん) 90.9%		
油みそ(鉄火みそ) 51.4%		
きしゃずいり(おから炒り) 83.6%		
※すっぽこ汁に絞る		

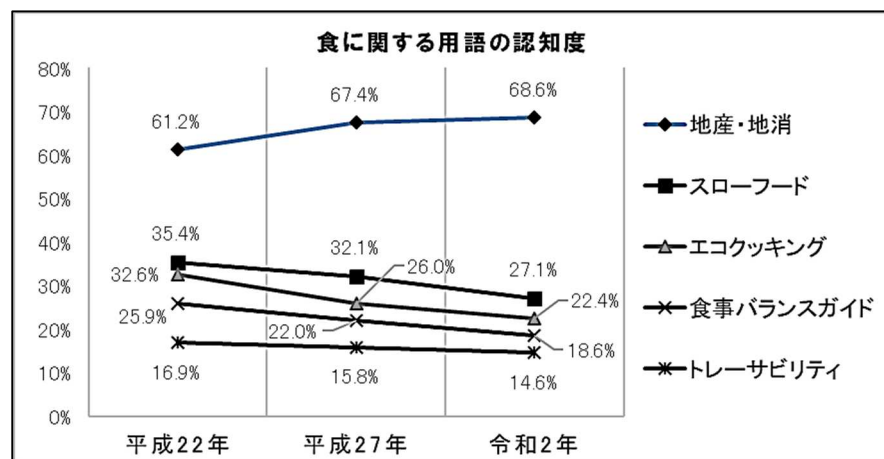
⑤食の安全・安心

<食品衛生・食品表示への関心>

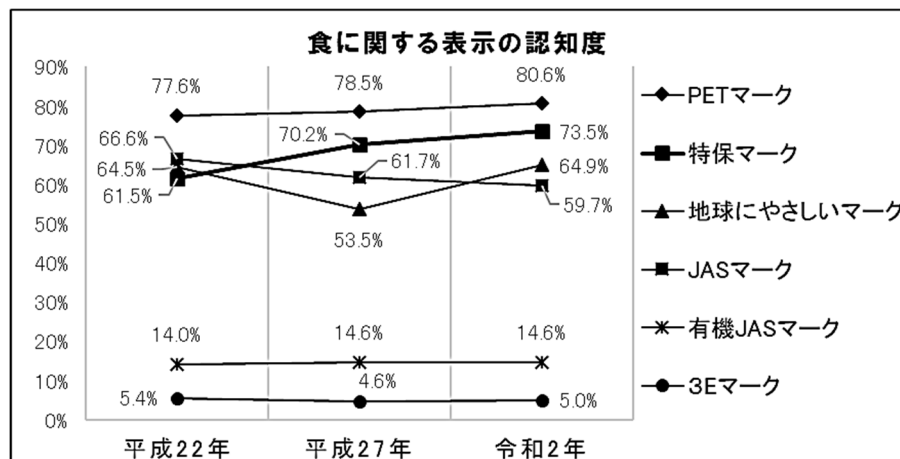
食品購入時に消費・賞味期限を必ず見る人の割合は、男女ともほぼ横ばい、野菜等の生産地を必ず見る人の割合は男女ともに減少傾向がみられます。

食に関する用語の認知度をみると、「地産地消」は平成22年に比べ令和2年は68.6%と高まってきています。

指標	H22 現状値	H27 中間値	R2 (H32)
食品購入時に消費・賞味期限を必ず見る人の割合	男性 62.0%	63.9%	63.8%
	女性 87.4%		
食品購入時に製造者や野菜等の生産地を必ず見る人の割合	男性 27.8%	28.8%	21.4%
	女性 48.8%		



食品表示の認知度について、平成22年と比較すると、「特保マーク（特定保健用食品）」が61.5%から73.5%と上昇した以外は、ほぼ横ばいとなっています。



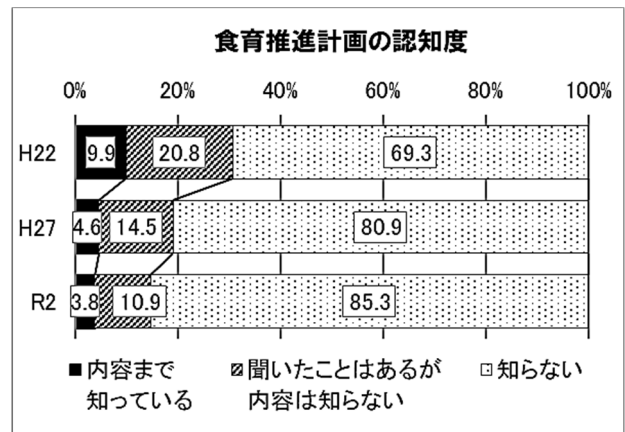
⑥食育の推進体制

＜食育推進計画の認知度＞

計画の認知度は、平成 22 年 9.9%から令和 2 年 3.8%と低下しています。

計画策定の年には、地区栄養教室等でお伝えしたり、広報紙に概要版を掲載するなどして周知を図りました。その後、中間評価で認知度が低下していたため、幼稚園・保育所の保護者向けに発行している食育通信にも計画について掲載したりしながら、周知を図りました。

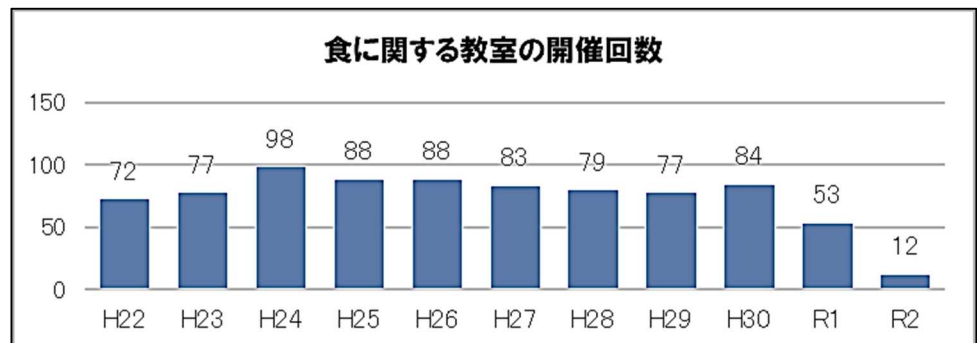
しかしながら、目標の 30%には遠く及ばない状況となっています。



＜食に関する教室の開催回数＞

教室の開催回数は、平成 30 年度までは目標値の 79 回を達成できていました。しかしながら、令和 2 年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、教室形式での事業が困難となったことから減少しています。

令和 3 年度については、令和 2 年度同様に人を集めて飲食も伴う教室の開催は困難と判断し、行政区単位で開催している地区栄養教室に替えて、健康教育用パンフレットをがん検診及び乳幼児健診会場で配布しました。



(保健事業報告)

3 第3期計画の方向性

第2期計画の目標達成状況や町の食をめぐる状況、社会情勢の変化等を踏まえ、第3期計画においても引き続き、適正体重の維持を含めた『食を通した健康づくり』を重点施策の一つに位置づけます。

また、地域の食材や郷土料理を食事に取り入れることで、町の産業や食文化への理解を深めることができ、家族や友人などと共食し楽しみながら食卓を囲むことで、心豊かな町民を目指すことへと繋がります。

(1) 基本目標

第3期計画の基本目標としては、これまでの目標に具体的な表現を加え『食を生きる上での基本として捉え、自らの健康は自分で守り、自然の恩恵と食に関わる人々への感謝の心をもつ町民を目指します』とします。

基本目標

食を生きる上での基本として捉え、自らの健康は自分で守り、自然の恩恵と食に関わる人々への感謝の心をもつ町民を目指します

(2) 重点項目及び目標

5つの重点項目及び各項目の目標については、引き続き第3期計画でも掲げ、課題の解決に向けて取組を行っていきます。

重点項目		目標
①食育を通した健康づくり		・体にいいかしこい食べ方を知り、身につけよう ・規則正しい生活を送ろう ・適正体重の維持に努めよう ・生涯自分の歯で食べよう
②楽しく食べる環境づくり		・みんなで食事を楽しもう
③ふるさと美里の恵を知る 食育	地産地消の推進	・美里産や県内産の農産物を味わおう ・美里産や県内産の特産物を知ろう
	食文化の継承	・郷土料理(伝承したい料理)及び日本のならわしや行事食を知ろう
④食の安全・安心に配慮した食育		・食品の衛生に関心を持とう ・食品表示に関心を持とう
⑤みんなで広げる食育の輪		・食育推進に関わるボランティアを育成しよう ・みんなで食育に取り組もう

(3) 「食」の様々な側面

震災を契機に「食」の重要性が再認識され、非常時に命を守るための「食の備え」が再注目されるようになりました。また、令和元年12月以降、世界的規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症対策として国が示した「新しい生活様式」において、食事中的会話を控えるなど生活スタイルや食事のとり方にも大きな変容が求められています。

そのため、具体的な事業の計画・実施にあたっては、このような側面にも配慮しながら取り組んでいきます。

第3章 第3期食育推進計画の目標

1 評価指標

これまでの取組の結果や状況の変化等を踏まえ、新たに次の指標と目標値を設定して食育をより一層推進していきます。

①食育を通じた健康づくり

1) 主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の割合の増加

子どもから高齢者まで全年代で健全な食生活を実践するため、バランスの良い食事内容の組合せを理解し、実践する町民の増加を目指します。

項目	対象	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
主食・主菜・副菜をそろえて食べる子どもの割合(朝食)	3歳児	61.4%	67.0%	5%以上増加
	小学生	15.5%	21.0%	
	中学生	29.1%	35.0%	
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合	男性	59.5%	68.0%	2期の目標を継続
	女性	74.1%	87.0%	

出典) 令和2年度3歳児健診食事調査、令和2年食育に関するアンケート、令和2年度町民健康調査

2) 朝食を毎日食べる割合の増加

朝食の欠食は栄養バランスの偏る要因や、集中力が持続しないなど、学習や仕事の効率低下が危惧されるため、子どもから高齢者まで全年代で、朝食を毎日食べる町民の増加を目指します。

特に20～30歳代での欠食率が高いため、若い年代では「第4期宮城県食育推進プラン」の目標値70%以上を目指すことで、全体の割合を増やしていきます。

項目	対象	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
朝食を毎日食べる人の割合	小学生	99.1%	100.0%	概ね5%増加
	中学生	90.3%	95.0%	
	男性	74.4%	76.0%	若い世代で県目標の70%以上を目指すことで達成
	女性	78.5%	80.0%	

出典) 令和2年度学習・生活習慣調査、令和2年度町民健康調査

3) 適正体重の維持に努める町民の増加

循環器疾患等のリスクを高める肥満の予防・改善のため、成人男性の肥満者の割合の減少及び、健康への意識として、自分がちょうどよいと思っている体重に近づく(維持する)ようにしている町民の増加を目標とし、「美里町健康増進計画」の目標値を目指します。

子どもの肥満については、全国値より高い宮城県より更に高い傾向があることから、肥満傾向児出現率の減少を目指します。

項目	対象	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
働き盛り世代(20～60代)男性の肥満者の割合	男性	38.9%	35.0%	1割減少

項目	対象	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
自分がちょうどよいと思っている体重に近づく(維持する)ようにしている人の割合	男性	58.0%	70.0%	2期の目標を継続
	女性	66.8%		
肥満傾向児出現率	小学生男子	17.3%	14.0%	概ね2割減少
	小学生女子	14.7%	12.0%	
	中学生男子	15.4%	12.0%	
	中学生女子	16.0%	13.0%	

出典) 令和2年度町民健康調査、学校保健統計調査

4) 生涯自分の歯で食べる町民の増加

望ましい食習慣を維持するためには、乳幼児期から歯の健康を保つことが大切です。子どもの口腔状況は、保護者の意識や取組が反映します。2歳から3歳にかけて、新たにむし歯になる子どもが多い傾向にあるため、各家庭の生活習慣等を把握し、望ましい行動の継続や、課題解決のための正しい情報提供と行動変容を促すことで、子どものむし歯の減少を目指すこととし、その数値目標は「美里町健康増進計画」の目標値とします。

また、保護者の意識の変化をみるため、食習慣がむし歯予防に大切であることを知っている人の割合の増加を目指します。

項目	対象	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
一人平均むし歯本数	3歳児	0.75本	0.58本以下	増進計画より
	12歳	1.26本	1.0本以下	
むし歯のない子の割合	3歳児	81.9%	90.0%	増進計画より
食習慣がむし歯予防に大切であることを知っている保護者の割合	保護者	調査中	今後設定	

出典) 乳幼児健診、児童生徒の健康実態調査

②楽しく食べる環境づくり(食事セッション)

5) みんなで食事を楽しむ町民の増加

一人で食事をするより家族や友人と食卓を囲むことで、より食事を楽しむことに繋がります。食事を楽しく食べる環境づくりの一つとして、家族の誰かと一緒に食事をする子どもの増加を目指します。

また、「新しい生活様式」により食事のとり方に大きな変容が求められている中、食に対する楽しみ方も変化してきています。改めて、食事をとる喜びや食事を楽しみに考えたり選択したりできる暮らしを大切にする町民の増加を目指します。

項目	対象	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
家族の誰かと一緒に食事をする子どもの割合	小学生	98.3%	100.0%	概ね3%増加
	中学生	94.0%	97.0%	
食事を楽しいと思っている人の割合	小学生	92.8%	96.0%	概ね3%増加
	中学生	89.8%	93.0%	
	成人	87.6%	91.0%	

出典) 令和2年食育に関するアンケート、歯の意向調査

③ふるさと美里の恵を知る食育

6) 美里産や県内産の特産物を味わう機会の増加

地産地消の推進に関する取組の一つとして、学校給食における町内産及び県内産食材の使用割合（使用品目数の割合）の増加を目指します。

項目	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
学校給食の地場産品使用割合 (使用品目の割合)	町内産29.8% 県内産40.4%	40.0% 58.0%	2期の目標を 継続

出典) 令和2年度地場産物活用状況等調査

7) 美里町内での生産が多いものを知っている町民の増加

町内で生産の多い農作物のうち、特産品や学校給食での活用が話題となっている作物についての認知度向上を目指します。

項目	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
美里町内での生産が多いものを知っている 人の割合(苺、梨、大葉、三葉、水菜、小麦)	苺 62.6%	68.0%	5%以上増加
	梨 87.9%	93.0%	
	大葉 45.4%	51.0%	
	三葉 18.0%	23.0%	
	水菜 43.5%	49.0%	
	小麦 34.5%	40.0%	

出典) 令和2年度町民健康調査

8) 郷土料理（伝承したい料理）を知っている町民の増加

食文化の継承のため、郷土料理に理解を深める町民の増加を目指します。

項目	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
美里町内の郷土料理を知っている人の割合	すっぽこ汁 76.8%	84.0%	2期の上昇率 参考

出典) 令和2年度町民健康調査

④食の安全・安心に配慮した食育

9) 食品表示に関心を持ち活用している町民の増加

消費・賞味期限等食品表示への関心が高まることで、食の安全・安心に配慮した食育が推進されると考えられるため、食品購入の際に食品表示を必ず見る人や食品表示（有機JAS）の意味を知っている人の増加を目指します。

項目	対象	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
食品購入時に消費・賞味期限を 必ず見る人の増加	男性	63.8%	67.0%	3%以上増加
	女性	83.9%	87.0%	
食品購入時に製造者や野菜等の 生産地を必ず見る人の増加	男性	21.4%	25.0%	
	女性	38.4%	42.0%	
食品表示(有機JAS)の意味を 知っている人の増加	男性	11.8%	15.0%	
	女性	16.4%	20.0%	

出典) 令和2年度町民健康調査

⑤みんなで広げる食育の輪

10) 食育推進に関心のある町民、食育に取り組む町民の増加

食育に関心のある人を増やすため本計画を周知していくとともに、食育に取り組む人を後押しするため、食に関するボランティアの活動機会を増やしていきます。

項目	対象	現状値(R2)	目標値(R13)	設定理由
美里町食育推進計画を知っている人の割合	成人	3.8%	30.0%	2期の目標を継続
食に関するボランティアの活動率	食生活改善推進員	58.3%	65.0%	1割増加
	食育サポーター	31.8%	35.0%	

出典) 令和2年度町民健康調査、食生活改善推進員及び食育サポーター活動記録等

2 重点項目別目標及び評価指標一覧

◎基本目標：食を生きる上での基本として捉え、自らの健康は自分で守り、自然の恩恵と食に関わる人々への感謝の心をもつ町民を目指します

重点項目	目標	指標	対象	現状値 (R2年)	目標値 (R13年)	調査名	「健康みさと21」と共通している指標
食育を通じた健康づくり	○体にいいかしい食べ方を知り、身につけよう ○規則正しい生活を送ろう	主食・主菜・副菜をそろえて食べる子供の割合(朝食)	3歳児	61.4%	67.0%	3歳児健診	○
			小学生	15.5%	21.0%	小・中学校食育に関するアンケート	
			中学生	29.1%	35.0%		
		主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合	男性	59.5%	68.0%	町民健康調査	○
			女性	74.1%	87.0%		
		朝食を毎日食べる人の割合	小学生	99.1%	100.0%	学習・生活習慣調査	○
			中学生	90.3%	95.0%		
			男性	74.4%	76.0%	町民健康調査	
			女性	78.5%	80.0%		
		○適正体重の維持に努めよう	男性(20～60歳代)の肥満者(BMI25以上)の割合	男性(20～60歳代)	38.9%	35.0%	町民健康調査
	女性			66.8%	70.0%	○	
	自分がちょうどよいと思っている体重に近づく(維持する)ようにしている人の割合		男性	58.0%	70.0%	学校保健統計	○
			女性	66.8%	70.0%		
			小学生(男子)	17.3%	14.0%		○
			小学生(女子)	14.7%	12.0%		
肥満傾向児出現率	中学生(男子)	15.4%	12.0%	○			
	中学生(女子)	16.0%	13.0%				
	一人平均むし歯本数	3歳児	0.75本		0.58本以下	3歳児健診 児童生徒の健康実態調査	○
		12歳	1.26本		1.0本以下		○
○生涯自分の歯で食べよう	むし歯のない子の割合	3歳児	81.9%	90.0%	3歳児健診	○	
	食習慣がむし歯予防に大切であることを知っている保護者の割合	乳幼児健診の保護者	調査中	今後設定	乳幼児健診		
	楽しく食べる環境づくり (食事セッション)	家族の誰かと一緒に食事をする子どもの割合	小学生	98.3%	100.0%	小・中学校食育に関するアンケート	○
中学生			94.0%	97.0%			
○みんなで食事を楽しもう		食事を楽しいと思っている人の割合	小学生	92.8%	96.0%	小・中学校食育に関するアンケート	
			中学生	89.8%	93.0%		
		成人	87.6%	91.0%	歯の意向調査	○	

重点項目	目標		指標	対象	現状値 (R2年)	目標値 (R13年)	調査名	「健康みさと21」と共通している指標
ふるさと美里の恵を知る食育	地産地消の推進	○美里産や県内産の農産物を味わおう ○美里産や県内産の特産物を知ろう	学校給食の地場産品使用割合 (使用品目の割合)	町内産 県内産	29.8% 40.4%	町 40.0% 県 58.0%	地場産物活用状況等調査	
			美里町内での生産が多いものを知っている人の割合	苺 梨 大葉 三葉 水菜 小麦	62.6% 87.9% 45.4% 18.0% 43.5% 34.5%	68.0% 93.0% 51.0% 23.0% 49.0% 40.0%	町民健康調査	
	食文化の継承	○郷土料理(伝承したい料理)及び日本のならわしや行事食を知ろう	美里町内の郷土料理を知っている人の割合	すっぽこ汁	76.8%	84.0%	町民健康調査	
食の安全・安心に配慮した食育	食の安全・安心	○食品の衛生に関心を持とう ○食品表示に関心を持とう	食品購入時に消費・賞味期限を必ず見る人の割合	男性 女性	63.8% 83.9%	67.0% 87.0%	町民健康調査	
			食品購入時に製造者や野菜等の生産地を必ず見る人の割合	男性 女性	21.4% 38.4%	25.0% 42.0%		
			食品表示(有機JAS)の意味を知っている人の割合	男性 女性	11.8% 16.4%	15.0% 20.0%		
みんなであげ る食育の輪	○食育推進に関わるボランティアを育成しよう ○みんなで食育に取り組もう	美里町食育推進計画を知っている人の割合	成人	3.8%	30.0%	町民健康調査		
		食に関するボランティアの活動率	食生活改善推進員 食育サポーター	58.3% 31.8%	65.0% 35.0%	活動記録等		

第4章 ライフステージごとの食育のねらい

生涯にわたって健康で生き生きとした生活をおくるために、各ライフステージに応じた食育を進めていくことが必要となります。

本計画では、ライフステージを下記の5つに分け、関係者が連携して食育に取り組んでいくこととします。

ライフステージ	年齢区分	食育テーマ
乳幼児期	おおむね0～5歳	食習慣の基礎づくり
義務教育期	おおむね6～15歳	望ましい食習慣の定着
青年期	おおむね16～39歳	健全な食生活の実現
働き盛り世代	おおむね40～64歳	食生活の維持と健康管理
高齢期	おおむね65歳以上	食を通じた豊かな食生活の実現

1 乳幼児期（おおむね0～5歳） 食習慣の基礎づくり

乳幼児期は、一生のうちで最も著しく成長するとともに、食習慣の基礎を身につけるなど生涯における発達を方向づける意味でとても重要な時期です。食育が推進され、「何を食べるか」だけでなく「噛む（咀嚼）・飲み込む（嚥下）」という口の働きがしっかりしていると、食事をおいしく味わったり、歯や口の健康を守ることができます。

乳児期には、授乳を通して親子のふれあいにより精神的な安定、愛情や安心感、信頼感などを身につけていきます。また、乳幼児期は「口から食べる（噛んで飲み込む）」ことを覚える時期であり、子どもと一緒に食べながらおいしさを共感し合って、乳歯の生え方や食べ方、口の動きに合わせて離乳食を進めていくことが大切です。

幼児期には活動範囲が広がり、好奇心も強くなり、発達や自我の芽生えにより、偏食や小食といった問題も起きやすくなります。この時期は、子どもの個人差に十分配慮し、家族や友達との楽しい雰囲気での食事を心がけることや、さまざまな食品に親しみ、味覚と共に嗅覚や触感といった五感を磨くための経験をすることが大切です。

<乳幼児期の食育のねらい>

- ・ 一日3回の食事（主食・主菜・副菜をそろえて）と適切な内容、適量の間食で規則正しい生活リズムを作ります
- ・ いろいろな食べものを味わうことで、味覚の基礎を養います
- ・ おいしいものをよく噛んで食べ、きれいなお口を育てます
- ・ 歯磨き習慣を身につけ、むし歯予防に努めます
- ・ 家族や友達と楽しく食事をするためのマナーを身につけます

2 義務教育期（おおむね6～15歳） 望ましい食習慣の定着

義務教育期は、心身の成長・発達が著しく、食習慣の基礎を定着させる時期ですが、生活時間の多様化から、孤食（食事を一人ですること）や個食（家族と一緒に食事をとっているが別々のものを食べていること）による食事内容の偏り、「食」に対する関心の薄れ、食事マナーの乱れなどの問題も生じてきています。また、肥満傾向児出現率が高く、小学生については年々上昇している状況です。

このような問題を解決するためにも、家庭と学校、地域等が連携し、望ましい食習慣を身につけ健全な心身を育むことが重要です。

学校給食や様々な体験学習、家庭での手伝い、友達との交流などを通して、「食」への興味・関心を持ち、「食」に関わる人や食べ物への感謝の心を育むことが大切です。また、家族や友人と食事をする楽しさを感じることや、調理技術、食事マナーを習得することも大切です。

さらに、学童期は乳歯から永久歯へ生えかわり、咀嚼力も増すため、噛みごたえのある食事をしっかり噛み、味わって食べる習慣を身につけることも大切です。

<義務教育期の食育のねらい>

- ・一日3回の食事（主食・主菜・副菜をそろえて）で規則正しい生活リズムを作ります
- ・むし歯や歯周病を予防し、健康な歯とお口を育てていきます
- ・噛みごたえのある食事をしっかり噛み、味わって食べる習慣を身に付けます
- ・家族や友人と楽しく食事をするための食のマナーを身につけます
- ・食事作りの手伝いや買い物を体験します
- ・日常生活に必要な基礎的な調理技術を身につけます

3 青年期（おおむね16～39歳） 健全な食生活の実現

青年期は、社会的にも家庭的にも生活が大きく変化する時期です。一方で、身体機能は充実していますが、仕事や勉強で食事時間や生活リズムが不規則になり、偏った食生活や外食利用の増加などから、食事管理や健康管理がおろそかになりやすい時期でもあります。

この時期の食生活状況が、壮年期以降の健康管理にも影響を及ぼすことから、食事の栄養バランスや生活リズムを見直し、健全な生活習慣と食習慣の維持や改善に努めることが大切です。また、社会的に自立する時期でもありますので、これまで得てきた食に関する知識や情報を発信していく役割が求められるようになります。

<青年期の食育のねらい>

- ・食に関する正しい情報を選択できる力を身につけます
- ・適正な食事量や栄養バランスの知識を習得し、実践できるよう努めます
- ・むし歯や歯周病を予防し、歯と口腔の健康管理に努めていきます
- ・「新しい生活様式」に配慮しながら、家族や友人と食卓を囲みます
- ・美里町や宮城県の特産物を知り、活用する機会を増やします
- ・家庭料理や行事食、郷土料理などの知識や技術を学んでいきます

4 働き盛り世代（おおむね40～64歳） 食生活の維持と健康管理

働き盛り世代は、職場や地域、家庭の中心となって活躍するため、多忙なこともあり、自分の健康管理がおろそかになる傾向があります。また、肥満、メタボリックシンドローム、高血圧などの生活習慣病の発症が多くなることや、更年期による体調の変化等、身体的、精神的、社会的に大きな変化を迎える時期です。

生涯を通じて心身の健康を維持していくうえで、健全な食生活は欠かすことができませんが、忙しい毎日を送る中で、このことを忘れてしまいがちです。

こうした現状の中においても、健全な食生活や規則正しい生活習慣を守り、自分の健康管理に努める必要があります。

さらに、この時期は地域での活動や次世代への食文化を継承する役割も期待されます。

<働き盛り期の食育のねらい>

- ・健康診断や歯科健診を定期的に受け、自分や家族の食生活を見直し、生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めます
- ・家族ぐるみで歯と口腔の健康管理を実践していきます
- ・「新しい生活様式」に配慮しながら、家族や友人と食卓を囲みます
- ・家庭料理や行事食、郷土料理などの知識や技術を子どもたちに継承していきます

5 高齢期（おおむね65歳以上） 食を通じた豊かな食生活の実現

高齢期は、退職や子どもの自立などにより、生活環境も大きく変化します。また、体力や食欲の低下など高齢期に特徴的な身体的変化が徐々に進み、健康への不安を感じることも多くなってきます。

食生活や健康のことに高い関心を持つ人が多い世代ですが、独り暮らしや高齢世帯の増加、家族や地域社会との交流の希薄化等により、食事の偏りやお口の健康の悪化などの問題が見られるようになってきます。

このため、望ましい生活習慣や口腔機能を維持し、自分の健康管理に努めることで、QOLの向上や健康寿命を延伸することが重要です。

さらには、これまで培ってきた食に関する豊富な知識と経験を家族や地域へ継承する指導的な役割も期待されます。

<高齢期の食育のねらい>

- ・偏りのない（過不足のない）食事をするよう心がけます
- ・健康診断や歯科健診を定期的に受け、健康を維持できるように心がけます
- ・体調に応じて食事内容を工夫するようにします
- ・生涯自分の歯で食べられるよう自分の口に合った口腔管理を実践していきます
- ・「新しい生活様式」に配慮しながら、家族や友人と食卓を囲みます
- ・行事食や郷土料理などの豊富な知識や技術、経験を地域や家庭に継承していきます

第5章 展開の場における取組と具体的事業

1 展開の場における取組

食育推進における取組の具体的な展開の場として「保育所・幼稚園・学校」「家庭・地域・行政」「生産者・消費者・行政」の三つに区分し、それぞれの場に応じた取組内容を示しました。

展開の場①： 保育所・幼稚園・学校

〈基本方向〉

食生活に関する様々な問題が生じている中、食育を展開する場として、保育所・幼稚園・学校には大きな期待が寄せられています。生涯における発達を方向づける意味で重要な時期であるため、保育所・幼稚園・学校で一貫した取組を進めていくことが必要です。

食に関する様々な体験等を通し、食の大切さや楽しさ、食に関わる人々や食べ物などに感謝する心を育み、食への興味・関心を高め、望ましい食生活の定着を目指します。

展開の場	取組内容
保育所 幼稚園	<ul style="list-style-type: none">○保育計画等の中に食育に関する計画を位置づけ、食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする環境を作ります○できるだけ多くの食材に触れる機会を増やします○栽培収穫などの体験を通して食への関心を高めます
学校	<ul style="list-style-type: none">○「はやね・はやおき・あさごはん」運動を推奨していきます○「食に関する指導に係る全体計画」を作成・実施し学校全体で食育を推進していきます○肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響などについて、必要な知識と実践力を育てます○栽培や収穫などの農業体験を通し食べ物大切さや感謝の心を育てます○給食等において「学校の新しい生活様式」に基づく衛生管理を実践します
共通の取組	<ul style="list-style-type: none">○主食・主菜・副菜をそろえて食べられるよう支援します○口腔保健教育を定着させます○食を大事にし、食に関わる人々や食べ物などへ感謝する心を育てます○給食に行事食や郷土料理を取り入れ、日本のならわしや伝統について伝えていきます○給食に地域の食材を活用するよう努めていきます○給食便りや校内放送等で情報提供をしていきます

展開の場②：家庭・地域・行政

〈基本方向〉

家庭は、食育の基本となる重要な場であるため、食によるコミュニケーション（食事コミュニケーション）を通して食を楽しむとともに、食習慣を点検し、望ましい食生活の維持に努めることができるよう適切な取組が必要です。

また、様々な人が生活を営む地域においても、食育推進の取組が円滑に行えるよう、町民一人ひとりが食の大切さを自覚し、健全な食生活の実践者となるよう行政や地域とともに取り組んでいきます。

さらに、食育に携わる人が増え、主体的な食育活動が活発に行われるよう、地域で活躍できる人材育成として、行政は食育サポーター及び食生活改善推進員等の育成を行い、地域での活動の機会を提供していきます。

展開の場	取 組 内 容
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○生活リズムを整え、「はやね・はやおき・あさごはん」を実践します ○主食・主菜・副菜がわかり、栄養バランスのとれた食事や適塩の調理を心がけます ○歯と口腔の健康づくりに家族ぐるみで取り組んでいきます ○家族で食卓を囲み、楽しく食事をすることを心がけます ○楽しく食事をするためのマナーを学び伝えていきます ○食事作りの手伝いや買い物を体験し、調理の基本を覚えていきます ○美里町や宮城県の特産物を知り、毎日の食生活に活用します ○家庭料理や行事食などに関する知識や技術を伝えていきます ○食品ロスの削減や非常時の備えを考慮し、食品を計画的に購入します
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○「はやね・はやおき・あさごはん」の習慣を呼びかけます ○学校や保育所、幼稚園での食育の取組に協力します ○食に関するイベントや料理教室などに積極的に参加します ○農業体験や食を通じ、地域や世代間交流の機会を増やします ○学校給食や保育所での地場産品の活用に協力します ○行事食や郷土料理などの知識や技術の普及に努めます
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な生活習慣定着のための啓発活動(例:はやね・はやおき・あさごはん運動など)を推進します ○生活習慣病の発症予防や重症化対策のために、望ましい食生活が維持できるよう支援します ○食や歯の健康づくりに関する取組を支援します ○学校給食や保育所での地場産品の活用を進めます ○食育に関心のある人を増やしていくように努めます ○食育を推進する組織や団体等(食生活改善推進員・食育サポーター等)を育成し、活動の機会を提供します ○町内の栄養士等による一貫した指導・推進を行っていきます ○家庭や地域での取組を支援するため、情報提供や保健指導の充実に努めます

展開の場③：生産者・消費者・行政

〈基本方向〉

地域で生産され地域で消費する「地産地消」は、消費者にとって新鮮で安全・安心な農作物が供給されるとともに、生産者にとっても流通コストの低減、多品目少量生産・規格外でも柔軟に対応できるなどのメリットがあります。

さらに、将来を担う子どもたちにとっては、農業への多様な理解を深めることができるとともに、食生活の改善による健康づくりや地域に根差してきた伝統的食文化の継承にもつながると考えます。

町民一人ひとりが、地元の食材を活用し地産地消の取組を推進するとともに、生産者と消費者の相互理解が深まるよう、農業体験や地域活動を通して、顔が見える関係づくりを目指します。

なお、食品の安全性確保は、消費者や生産者自らが、その必要性を理解し取り組むことが重要です。

展開の場	取組内容
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ○美里町や宮城県の特産物を知り、毎日の食生活に活用します ○四季折々、旬の食材を使った料理を心がけます ○食の安全安心(食品表示等)に関心を持ちます ○食品ロスの削減や非常時の備えを考慮し、食品を計画的に購入します
生産者	<ul style="list-style-type: none"> ○農業体験の機会を増やします ○学校給食や保育所での地産地消に協力します ○食の安全安心に関する情報を提供します ○地場産品のPR活動をするため、各種イベントへ積極的に参加します
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○地元の食材や食品の良さを伝えるため、町内外のイベントでのPR活動に取り組みます ○地産地消事業を推進します ○食に関する情報(食品ロスや非常時の備え等を含む。)を提供します ○食品衛生や食中毒などに関する情報を提供します ○食育を推進する組織や団体等(食生活改善推進員・食育サポーター等)を育成し、活動の機会を提供します

2 食育推進の重点項目に対する具体的事業

重点項目	目標	具体的事業(令和3年8月現在)	関係課・機関
食育を通じた健康づくり	○体にいいおいしい食べ方を知り、身につけよう ○規則正しい生活を送ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診での集団指導及び個別指導 ・保育所での集団指導並びに個別指導(給食目標・年間食事指導・食育計画) ・小中学校「食に関する指導の全体計画」実践(食育授業、栄養豆知識等) ・「はやね・はやおき・あさごはん」運動の推奨 ・各種団体への健康教育・健康づくり講座 ・配食サービスでの情報提供 ・幼稚園、児童館、子育て支援センターでの食育教室及び情報提供 ・広報紙(くらしと健康のページ)・給食だより・給食まつり ・主食・主菜・副菜をそろえた食事の普及(親子料理教室、地区栄養教室等) ・各種健康づくり講座(各コミュニティセンター健康講座等) ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 	健康福祉課 子ども家庭課 教育総務課 社会福祉協議会 まちづくり推進課 長寿支援課 町民生活課
	○適正体重の維持に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導 ・運動教室(簡単エクササイズ等) ・働く人の健康づくり推進事業(歩数アップキャンペーン等) ・各種団体への健康教育、各種健康講座(再掲)、食育講座 ・広報紙・HP・給食だよりでの情報提供(再掲) ・小中学校「食に関する指導の全体計画」実践(小中学校での個別指導等)(再掲) ・子どもの健康なからだづくり推進事業(親子で健康レベルアップ5daysチャレンジ) 	町民生活課 健康福祉課 宮城県 教育総務課 子ども家庭課
	○生涯自分の歯で食べよう	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診での歯科健診及び集団指導 ・1歳6か月児健診でのフッ化物塗布 ・歯周疾患健診関連事業・歯磨きボランティアの養成 ・歯みがきセミナー ・学校、保育所、幼稚園での歯科検診及び歯科保健教育(むし歯予防教室、歯みがきタイム) ・オーラルフレイル予防啓発 	健康福祉課 教育総務課 子ども家庭課 長寿支援課
楽しく食べる 食生活づくり 食生活づくり	○みんなで食事を楽しもう	<ul style="list-style-type: none"> ・給食を通じた味の体験と食事のマナー教育 ・給食まつり(再掲) ・「食育の日」及び食育月間(6月・11月)の普及啓発 ・地区栄養教室(再掲) ・お茶のみ会 	教育総務課 子ども家庭課 健康福祉課 宮城県 社会福祉協議会
ふるさと美里の恵を知る 食育	地産地消の推進 ○美里産や県内産の農産物を味わおう ○美里産や県内産の特産物を知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校農業体験(野菜・米の植え付け・栽培・収穫等)・豆腐作り ・幼稚園収穫体験(さつま芋) ・地元食材を使った給食の提供(地産地消の日献立等) ・地産地消PR(北浦梨フェア、おんべこ産祭、JAみどりの祭等) ・食ってみらin美里 	教育総務課 JA新みやぎ 子ども家庭課 産業振興課 美里町物産観光協会
	食文化の継承 ○郷土料理(伝承したい料理)及び日本のならわしや行事食を知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・すっぽこスタンプキャンペーン ・学校給食で郷土料理(すっぽこウィーク)・保育所給食で郷土料理 ・農業GENKI体験塾・みどりっ子クラブ ・伝承料理メニューや各種イベントのお知らせ 	教育総務課、子ども家庭課、 産業振興課、JA新みやぎ、農 業委員会、美里町物産観光 協会、健康福祉課
に食の安全・安心 配慮した食育	食の安全・安心 ○食品の衛生に関心を持つ ○食品表示に関心を持つ	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・HP・給食便りでの情報提供(再掲) (農産物の放射線量測定結果紹介) ・各種イベントへの参加、各種団体への講師派遣 ・食に関する情報提供(食品衛生・食中毒・非常時の備蓄等の情報含む) 	防災管財課、教育総務課、 子ども家庭課、産業振興課、 東北農政局、宮城県、町民 生活課、健康福祉課
みんなで広げる 食育の輪	○食育推進に関わるボランティアを育成しよう ○みんなで食育に取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> ・食育サポーター活動支援、食生活改善推進員活動支援 ・食育情報発信(幼稚園・保育所保護者向け食育通信、広報、ホームページ等) ・食育啓発動画・資料等公開 ・大崎地域食育推進研修会等 ・各種団体への健康教育、各種健康づくり講座(再掲) ・「食育の日」及び食育月間(6月・11月)の普及啓発(再掲) ・食育推進会議、美里町食育推進幹事会、町内栄養士会 	健康福祉課 まちづくり推進課 宮城県 東北農政局 教育総務課 庁内関連部署・関係機関

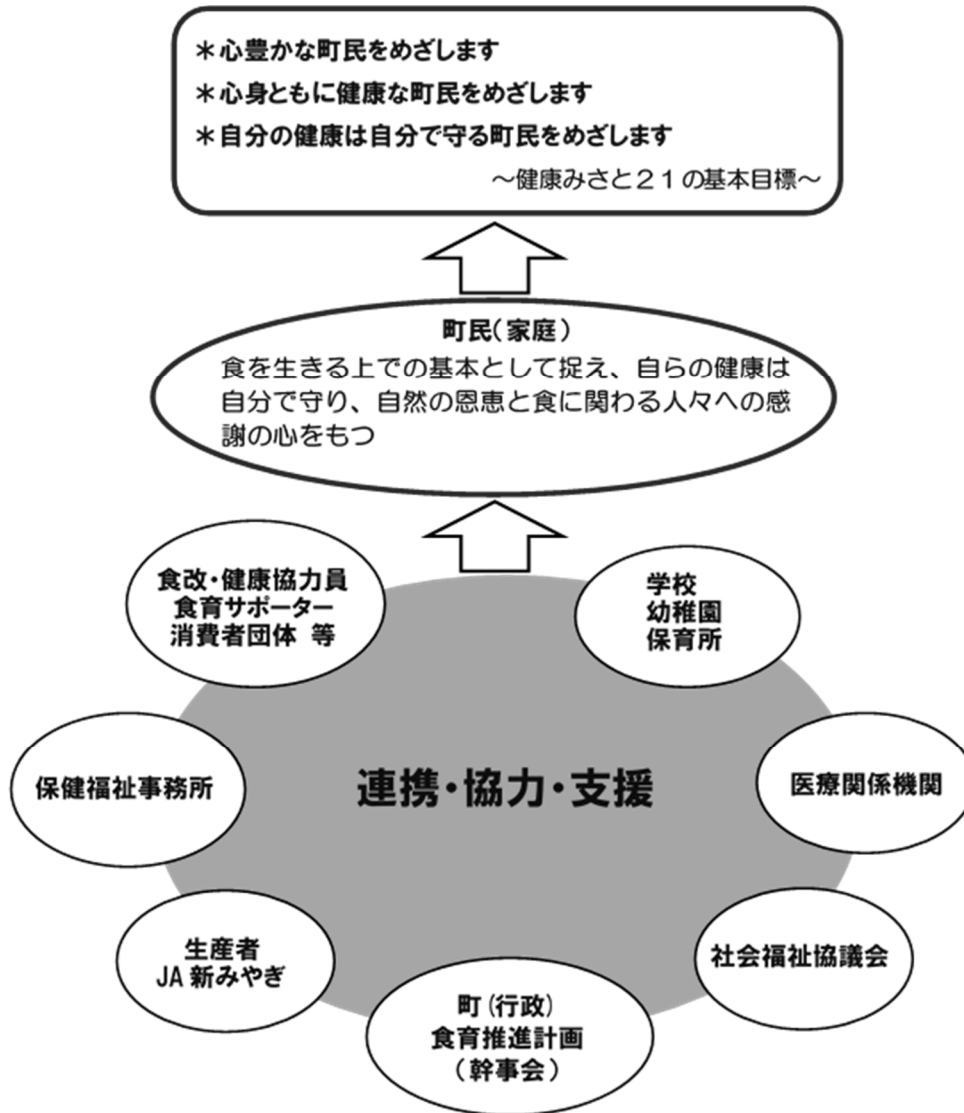
※事業の計画・実施にあたっては、「食の備え」や「新しい生活様式」のといった側面にも配慮しながら取り組みます。

ただし、社会情勢の変化等によっては実施を見合わせる場合もあります。

※令和4年以降、課題分析のための調査事業を行う予定です。

3 第3期計画の推進体制

関係機関や、行政(役場等)組織を横断して構成する食育推進幹事会を中心に、各種施策の調整・事業立案を図りながら、政策会議等で情報共有・総合調整を行い、計画的に施策を展開していきます。



資料

＜策定までの経過＞

月 日	内 容
令和2年7月	美里町食育推進に関する調査実施（町内小中学校対象） ・ 令和2年度食育に関するアンケート ・ 令和2年度肥満度調査
令和2年11月30日	令和2年度第1回美里町食育推進会議 ・ 計画の進捗状況 ・ 令和2年度美里町町民健康調査（案）
令和3年1月	令和2年度美里町町民健康調査実施
令和3年3月15日	令和2年度第1回食育推進幹事会（書面開催） ・ 関係機関での取組状況 ・ 食育に関する調査等結果
令和3年8月20日	令和3年度第1回食育推進幹事会 ・ 第2期計画の最終評価 ・ 第3期美里町食育推進計画（案）の方向性
令和3年10月26日	令和3年度第1回美里町食育推進会議 ・ 第2期計画の最終評価 ・ 第3期美里町食育推進計画（案）の方向性
令和3年11月12日	令和3年度第2回食育推進幹事会 ・ 第3期美里町食育推進計画（案）の評価指標、目標値の検討
令和3年11月25日	令和3年度第2回美里町食育推進会議 ・ 第3期美里町食育推進計画（案）の審議
令和3年12月10日 ～令和4年1月14日	パブリックコメント（町民からの意見募集）の実施
令和4年2月3日 ～2月10日	食育推進会議委員による第3期美里町食育推進計画（案）の最終確認（書面開催）
令和4年4月（予定）	第3期美里町食育推進計画策定



＜美里町食育推進会議条例＞

平成 19 年 9 月 27 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。)第 33 条第 1 項の規定に基づき、美里町食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 美里町食育推進計画(法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画をいう。)を策定するとともに、その実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、本町の区域における食育の推進に関する重要事項について審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 保健医療機関の関係者

(2) 学校等教育関係者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 食育に関する団体の関係者

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長、副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年美里町条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

＜美里町食育推進会議委員名簿＞（任期：R1.12.1～R3.11.30）

	氏 名	役 職 名	備 考
1	高橋 文一	歯科医師	R3. 12. 1～再任
2	玉手 英一	南郷病院院長	R3. 12. 1～再任
3	袖井 文二	医 師	R3. 12. 1～再任
4	小松 英明	校長会代表 (小牛田小学校校長)	R3. 12. 1～再任
5	相澤 敦子	北部保健福祉事務所 地域保健福祉部副参事兼技術次長	R3. 12. 1～再任
6	福島 敏恵	食生活改善推進員会 会長	R3. 12. 1～再任
7	成澤 美恵子	健康協力員代表	R3. 12. 1～再任
8	伊藤 恵子	食育活動実践者	R3. 12. 1～再任
9	渡邊 新美	商工会代表	
10	松田 攻治	住民代表	

9	上遠野 ひとみ	商工会代表	R3. 12. 1～新任
10	中村 正紀	住民代表	R3. 12. 1～新任

＜美里町食育推進幹事会＞

幹事会の構成員は、以下に掲げる部署の担当職員をもって充てる。（美里町食育推進幹事会設置要領第3条）

所属（庁内）		所属（関係機関）	
1	町民生活課	8	JA 新みやぎ
2	まちづくり推進課	9	美里町社会福祉協議会
3	子ども家庭課	10	宮城県北部保健福祉事務所
4	農業委員会	11	町内栄養士会
5	産業振興課		
6	教育委員会教育総務課		
7	健康福祉課		